

事務事業分析シート（令和3年度）

No1

事務事業コード	04-04-01		戦略プラン	<input type="radio"/> 協働	<input type="radio"/> 業務	<input checked="" type="radio"/> 財務	<input type="radio"/> 人事	
事務事業名	納税貯蓄組合連合会補助		部課名	区民生活部税務課	課長名	根本		
			担当者名	海平	内線	2313		
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（3年度）	01-03-01	納税貯蓄組合連合会補助						
事務事業の種類	<input type="radio"/> 新規事業（ <input type="radio"/> 3年度 <input type="radio"/> 2年度）		<input type="radio"/> 建設事業		<input checked="" type="radio"/> それ以外の継続事業			
開始年度	昭和 60	（ 1985 ）	年度	根拠	荒川区納税貯蓄組合補助金交付条例及び同規則			
終期設定	<input type="radio"/> 有 <input checked="" type="radio"/> 無	（ ）	年度	法令等				
実施基準	<input type="radio"/> 法令基準内 <input type="radio"/> 都基準内 <input checked="" type="radio"/> 区独自基準		計画区分	<input type="radio"/> 計画	<input checked="" type="radio"/> 非計画			
行政評価事業体系	分野	Ⅶ	計画推進のために					
	政策	15	目標の設定と管理による行財政運営の戦略的推進					
	施策	03	税収の安定的な確保					
目的	納税貯蓄組合連合会が行っている区民の納税意識の啓発、口座振替納税の推進・税務行政への協力等の活動に対する補助金の交付。							
対象者等	納税貯蓄組合連合会 61組合、758人の連合組織							
内容	<p>主な活動内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 租税教育推進への取組み ・ 納期内納税や振替納税制度の普及推進 ・ e-TAX及びeLTAXの普及推進 ・ 広報活動の充実 							
経過	<ul style="list-style-type: none"> ・ 納税資金の備蓄と計画的な納税を企図した納税活動を目的とし、納税者の便宜を図る手段として、町内会や業者団体などを基盤として結成された任意団体に対し、昭和18年納税施行法が公布・施行された。昭和22年にこの法律は廃止されたが、昭和26年納税貯蓄組合法及び同施行令が制定・施行され、全国的に組合数・組合員数が急速に増加した。 ・ 昭和39年に納貯法の一部が改正され、納貯組合相互間の連絡調整や事業運営の指導育成などを担当する団体として納税貯蓄組合連合会制度が法制化され現在に至っている。 ・ 補助金は、都では昭和54年度までは単位組合に対して交付していたが、昭和55年以降は連合会に対して交付している。荒川区においても、納税貯蓄組合連合会に対し、昭和60年度から交付している。 ・ 平成20年度は、荒川区が実施した口座振替新規加入促進キャンペーンに協賛団体（協賛金20万円）として参加した。平成21、22年度も引き続きキャンペーンに協賛した。 ・ 令和2年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から街頭啓発活動は行わなかった。 							
必要性	納税貯蓄組合連合会の活動を支援することは、区民の納税意識の普及啓発を図るために欠かすことができない。							
実施方法	（ 1直営 ） （ 直営の場合 <input checked="" type="radio"/> 常勤職員 <input type="radio"/> 会計年度任用職員 ） ・ 納税貯蓄組合連合会の諸活動への一般補助、行事費及び研修費の補助、口座振替納税推進等への補助							
指 標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移				指標に関する説明	
			30年度	元年度	2年度	3年度見込み		目標値(8年度)
	①	特別区民税普通徴収納期内納付率(納期内納付額/調定額)(%)	76.64	76.81	76.68	76.56	88.44	
	②							
③								
事務事業の分類		分類についての説明・意見等						
3年度		4年度						
継続		継続		税収の安定的な確保に必要な事業であるため、継続して実施する。				

予算・決算額等の推移		27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度
予算額		650	650	650	650	650	650	650
決算額（3年度は見込み）		520	520	520	520	520	520	650
実績の推移		27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度
事項名（3年度は見込み）								
組合数（組）		76	77	72	65	63	61	61
組合員数（人）		952	943	897	836	786	758	758
中学生の税の作文の応募数		1,343	1,145	1,083	926	1,002	240	1,004

予算・決算の内訳								
令和元年度（決算）			令和2年度（決算）			令和3年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
負担金補助等	納税貯蓄組合連合会に対する補助	520	負担金補助等	納税貯蓄組合連合会に対する補助	520	負担金補助等	納税貯蓄組合連合会に対する補助	650

(単位：千円)

行政コスト計算書	勘定科目				行政収入	勘定科目			
	元年度	2年度	差額			元年度	2年度	差額	
	給与関係費	355	695	340	地方税等	0	0	0	
	物件費	0	0	0	国庫支出金	0	0	0	
	維持補修費	0	0	0	都支出金	0	0	0	
	扶助費	0	0	0	分担金及び負担金	0	0	0	
	補助費等	520	520	0	使用料及び手数料	0	0	0	
	減価償却費	0	0	0	その他	0	0	0	
	不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0	行政収入合計(a)	0	0	0	
	賞与・退職給与引当金繰入額	62	109	47	行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 937	▲ 1,324	▲ 387	
	その他行政費用	0	0	0	金融収支差額(d)	0	0	0	
	行政費用合計(b)	937	1,324	387	通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲ 937	▲ 1,324	▲ 387	
	特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0	0	
	特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	▲ 937	▲ 1,324	▲ 387	

備考

行政費用では、納税貯蓄組合連合会に対する補助金である、補助費等が最も多い。

問題点・課題

区民の納税意識の啓発、口座振替納税の推進、税務行政への協力等、税務行政に関して積極的に関わる団体は他になく、区としても活動を支援していくことが重要である。一方で、補助金対象の活動については、eLTAの推進、口座振替の推進等、区にとってより多くの効果を生むような事業を検討していく必要がある。具体的には、年3回、団体が主となって実施している街頭啓発活動を、より効果的なものにしていく必要がある。

問題点・課題の改善策

	令和2年度に取り組む具体的な改善内容	令和2年度に実施した改善内容および評価	令和3年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	納期内納税意識の醸成を図るため、団体との街頭啓発活動を継続していく。	新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、街頭啓発活動は行わなかった。	新型コロナウイルス感染症拡大状況を注視しつつ、街頭啓発活動を実施するか否かについて判断していく。
②			
③			

他区の実況	(実施 21 区 未実施 1 区 不明 0 区)
	未実施：杉並区
議会議決要旨	

事務事業分析シート（令和3年度）

No1

事務事業コード	04-04-02		戦略プラン	<input type="radio"/> 協働	<input type="radio"/> 業務	<input checked="" type="radio"/> 財務	<input type="radio"/> 人事	
事務事業名	納税奨励費		部課名	区民生活部税務課	課長名	根本		
			担当者名	海平	内線	2313		
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（3年度）	01-03-02	その他奨励費						
事務事業の種類	<input type="radio"/> 新規事業（ <input type="radio"/> 3年度 <input type="radio"/> 2年度）		<input type="radio"/> 建設事業		<input checked="" type="radio"/> それ以外の継続事業			
開始年度	不明	（ ）年度	根拠					
終期設定	<input type="radio"/> 有 <input checked="" type="radio"/> 無	（ ）年度	法令等					
実施基準	<input type="radio"/> 法令基準内 <input type="radio"/> 都基準内 <input checked="" type="radio"/> 区独自基準		計画区分	<input type="radio"/> 計画		<input checked="" type="radio"/> 非計画		
行政評価事業体系	分野	Ⅶ	計画推進のために					
	政策	15	目標の設定と管理による行財政運営の戦略的推進					
	施策	03	収収の安定的な確保					
目的	区民税等の申告・納期限の周知を行うことにより、自主申告・納期内納税の促進を図る。また、将来を担う児童・生徒が税金やその使い道に関心を持つような、税に対する啓発活動を行う。							
対象者等	納税義務者等							
内容	<ul style="list-style-type: none"> ・たばこ小売業者に対する販促品の配布 ・税に関する中学生の作文・税に関する標語・絵はがきコンクールにおける区長賞の設定及び表彰租税教育の一環として実施される納税貯蓄組合連合会主催の「中学生の税に関する作文」、間税会主催の「中学生の税の標語」、荒川法人会主催の「税に関する絵はがきコンクール」について、区長賞を設け、賞状及び記念品を贈呈している。 							
経過	<ul style="list-style-type: none"> ・平成9年度までは、たばこ税の増収促進を図るPR用品の予算を計上していたが、平成10年度以降は財政的な理由により休止した。平成12年度、平成13年度に議会に予算化する旨の陳情が出され、趣旨採択されたため、平成14年度からは、区民にできる区財政への協力策として、「区内でたばこを買うこと」のPRをメインに販促品の配布を行っていた。平成21年度から平成30年度までは、たばこを取り巻く環境の変化からたばこエチケットのPRにシフトチェンジしたものの、令和元年度からは、再び事業主旨である「区内でたばこを買うこと」のPRをメインに販促品を作成している。 ・申告期限周知ポスターの作成及び車内掲出は、平成13年度を契機に見直しを行い廃止した。 ・平成20年度から平成22年度まで新規口座振替加入を増加させるため、荒川区の友好都市の特産品を送る「口座振替キャンペーン」を納税貯蓄組合連合会の協賛を得て実施した。 ・税務署、都税事務所と共催していた年末調整説明会については、令和3年度以降、国税庁によるデジタル技術を活用した情報提供体制となったことから実施しないこととなった。 							
必要性	自主申告、納期内納税の促進及び将来を担う児童・生徒の租税に対する意識高揚のために必要な事業である。							
実施方法	（1直営）（直営の場合 <input checked="" type="radio"/> 常勤職員 <input type="radio"/> 会計年度任用職員） （1）税に関する中学生の作文、税に関する標語、絵はがきコンクール 夏休み期間中募集 （2）たばこ税PR用品の配布							
指 標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移				指標に関する説明	
			30年度	元年度	2年度	3年度見込み		目標値(8年度)
	①	特別区民税納期内納付率(%) (納期内完納額/調定額)	90.69	90.81	90.72	91.15	92.44	現年課税分(普徴・特徴・過年度合計)
	②							
③								
事務事業の分類		分類についての説明・意見等						
3年度		4年度						
重点的に推進	重点的に推進		収収の安定的な確保に不可欠な事業であるため、重点的に推進する。					

予算・決算額等の推移		27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度
予算額		376	376	461	643	764	543	510
決算額 (3年度は見込み)		362	371	351	401	404	373	510
実績の推移	事項名 (3年度は見込み)	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度
	ポケットティッシュ (作成数)	35,500	35,500	35,500	41,000	41,000	39,000	41,400
予算・決算の内訳								
令和元年度 (決算)			令和2年度 (決算)			令和3年度 (予算)		
節	主な事項	金額 (千円)	節	主な事項	金額 (千円)	節	主な事項	金額 (千円)
需用費	消耗品費・印刷製本費 (たばこ税PR物品等)	366	需用費	消耗品費・印刷製本費 (たばこ税PR物品等)	361	需用費	消耗品費・印刷製本費 (たばこ税PR物品等)	457
役務費	税に関する中学生の作文等表彰状筆耕	11	役務費	税に関する中学生の作文等表彰状筆耕	11	役務費	税に関する中学生の作文等表彰状筆耕	12
使用料等	年末調整説明会増使用料、たばこ税手持品課税説明会増使用料等	27	使用料等	年末調整説明会増使用料、たばこ税手持品課税説明会増使用料等	0	使用料等	年末調整説明会増使用料、たばこ税手持品課税説明会増使用料等	41

行政コスト計算書	勘定科目			行政収入	勘定科目			
	元年度	2年度	差額		元年度	2年度	差額	
行政費用	給与関係費	2,128	1,390	▲ 738	地方税等	0	0	0
	物件費	404	373	▲ 31	国庫支出金	0	0	0
	維持補修費	0	0	0	都支出金	0	0	0
	扶助費	0	0	0	分担金及び負担金	0	0	0
	補助費等	0	0	0	使用料及び手数料	0	0	0
	減価償却費	0	0	0	その他	0	0	0
	不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0	行政収入合計 (a)	0	0	0
	賞与・退職給与引当金繰入額	372	217	▲ 155	行政収支差額 (a)-(b)=(c)	▲ 2,904	▲ 1,980	924
	その他行政費用	0	0	0	金融収支差額 (d)	0	0	0
	行政費用合計 (b)	2,904	1,980	▲ 924	通常収支差額 (c)+(d)=(e)	▲ 2,904	▲ 1,980	924
特別費用 (g)	0	0	0	特別収入 (f)	0	0	0	
特別収支差額 (f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額 (e)+(h)	▲ 2,904	▲ 1,980	924	

備考

○行政費用では、給与関係費の割合が最も高い。
○物件費の大部分は需用費であり、需用費の内訳としては、たばこ税PR用品における印刷製本費が最も多い。

問題点・課題

○たばこ税PR用品は、税込確保と併せて環境への配慮、マナー向上等をPRしていく必要がある。
○賦課事務の効率化、正確性の向上のために、給与支払報告書等の区への提出資料について、期限の順守、eL TAXの利用促進等について積極的にPR広報活動を行っていく必要がある。
○特別徴収義務者の制度に対する理解が不足していることが課題となっており、国税庁によるデジタル技術を活用した情報提供を案内するなどして、今後も周知徹底を図る必要がある。

問題点・課題の改善策

	令和2年度に取り組む具体的な改善内容	令和2年度に実施した改善内容および評価	令和3年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	たばこ税率の引上げ等が予定されているため、適切に申告、納税が行われるよう、税務署、都、納税義務者と緊密に連携していく。	たばこ税PR用品の配布個数やPR内容について、関係団体と緊密に連携し、より一層のマナーの向上とたばこ税増収に努めた。	たばこ税率の引上げ等が予定されているため、適切に申告、納税が行われるよう税務署、都、納税義務者と緊密に連携を図る。
②	荒川税理士会や荒川法人会が独自に開催している勉強会などに区職員を講師として派遣し、給与支払報告書等の説明を行う。	荒川税理士会や荒川法人会が独自に開催している勉強会などに区職員を講師として派遣し、給与支払報告書等の説明を行った。	荒川税理士会や荒川法人会が独自に開催している勉強会等へ区職員を講師として派遣し、給与支払報告書等について説明する。
③			

他区の実況	(実施)	0	区	未実施	0	区	不明	22	区)
	議(要旨)会(要旨)質(要旨)問(要旨)状								

事務事業分析シート（令和3年度）

No1

事務事業コード	04-04-03		戦略プラン	<input type="radio"/> 協働	<input type="radio"/> 業務	<input checked="" type="radio"/> 財務	<input type="radio"/> 人事
事務事業名	自動車臨時運行許可事務費		部課名	区民生活部税務課	課長名	根本	
			担当者名	森永	内線	2313	
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（3年度）	01-05-01	自動車臨時運行許可事務費					
事務事業の種類	<input type="radio"/> 新規事業（ <input type="radio"/> 3年度 <input type="radio"/> 2年度）		<input type="radio"/> 建設事業		<input checked="" type="radio"/> それ以外の継続事業		
開始年度	昭和 30	（ 1955 ）	年度	根拠	道路運送車両法及び施行規則、区手数料条例		
終期設定	<input type="radio"/> 有 <input checked="" type="radio"/> 無	（ ）	年度	法令等			
実施基準	<input checked="" type="radio"/> 法令基準内		<input type="radio"/> 都基準内	<input type="radio"/> 区独自基準	計画区分	<input type="radio"/> 計画	<input checked="" type="radio"/> 非計画
行政評価事業体系	分野	Ⅶ	計画推進のために				
	政策	15	目標の設定と管理による行財政運営の戦略的推進				
	施策	03	税収の安定的な確保				
目的	自動車検査証の有効期間の満了等の際、自動車を行政庁（区）の許可により特例的に運行できることとすることで、車検を受ける者等の利便を図る。						
対象者等	区民全般並びに自動車ディーラー等						
内容	臨時運行許可対象自動車 ① 自動車登録ファイルに登録を受けなければならない自動車（法第4条） ア 普通自動車 イ 小型自動車（二輪の小型自動車は除く） ウ 大型特殊自動車 ② 国土交通大臣の行う検査を受けなければならない自動車（法第58条） ア 上記の自動車 イ 二輪の小型自動車 ウ 検査対象軽自動車 ①及び②の自動車を臨時的に運行する者に対して、自動車臨時運行許可証を交付し、同番号標（仮ナンバー）を貸与する。（有効期間：原則5日間）						
経過	平成6年1月から区民事務所においても取扱いを開始した。 平成9年度から許可手数料が750円（改正前650円）となった。 平成12年4月から法定受託事務となった。						
必要性	法の規定による事業である。						
実施方法	（1直営）（直営の場合 <input checked="" type="radio"/> 常勤職員 <input checked="" type="radio"/> 会計年度任用職員） 申請に基づく自動車臨時運行許可証の交付と同番号標（仮ナンバー）の貸与（許可条件）① 許可対象自動車であること。② 荒川区内を走行すること（一部でも可）						
指 標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		30年度	元年度	2年度	3年度見込み	目標値(8年度)	
	①						
	②						
③							
事務事業の分類		分類についての説明・意見等					
3年度	4年度						
継続	継続	法令上の必要経費であり、継続して実施する。					

予算・決算額等の推移		27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度
予算額		48	42	41	39	47	50	45
決算額 (3年度は見込み)		42	40	39	39	40	50	45
実績の推移	事項名 (3年度は見込み)	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度
	許可件数 (区民事務所分を含む)	507	493	487	489	484	486	414
予算・決算の内訳								
令和元年度 (決算)			令和2年度 (決算)			令和3年度 (予算)		
節	主な事項	金額 (千円)	節	主な事項	金額 (千円)	節	主な事項	金額 (千円)
需用費	消耗品費、印刷製本費	40	需用費	消耗品費、印刷製本費	50	需用費	消耗品費、印刷製本費	45

(単位：千円)

行政コスト計算書	勘定科目			行政収入	勘定科目			
	元年度	2年度	差額		元年度	2年度	差額	
	給与関係費	1,497	1,390	▲ 107	地方税等	0	0	0
	物件費	40	50	10	国庫支出金	0	0	0
	維持補修費	0	0	0	都支出金	0	0	0
	扶助費	0	0	0	分担金及び負担金	0	0	0
	補助費等	0	0	0	使用料及び手数料	156	145	▲ 11
	減価償却費	0	0	0	その他	0	0	0
	不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0	行政収入合計 (a)	156	145	▲ 11
	賞与・退職給与引当金繰入額	262	217	▲ 45	行政収支差額 (a)-(b)=(c)	▲ 1,643	▲ 1,512	131
	その他行政費用	0	0	0	金融収支差額 (d)	0	0	0
	行政費用合計 (b)	1,799	1,657	▲ 142	通常収支差額 (c)+(d)=(e)	▲ 1,643	▲ 1,512	131
	特別費用 (g)	0	0	0	特別収入 (f)	0	0	0
	特別収支差額 (f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額 (e)+(h)	▲ 1,643	▲ 1,512	131

備考

- 行政費用では、給与関係費が最も多い。
- 物件費は全て需用費である。
- 行政収入の使用料及び手数料は、臨時運行許可申請手数料である。

問題点・課題

- 許可証及び番号標 (仮ナンバー) の未返納件数の低減
- 許可証及び番号標 (仮ナンバー) 長期未返納者への対応 (実態調査の実施、警察への通報など)

問題点・課題の改善策

	令和2年度に取り組む具体的な改善内容	令和2年度に実施した改善内容および評価	令和3年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	許可申請受付の際に、複数の連絡先を記載してもらうなど、返納督促に繋げるための対応を行う。	仮ナンバーを固定する取付部品の貸出しを試行的に実施した。令和3年度からの本格実施に向け、事務処理基準を明確にする必要がある。	本格実施後の仮ナンバー取付部品等の管理を適切に行う。
②			
③			
他区の実況	(実施 22 区)	未実施 0 区	不明 0 区)
議会議事録(要旨)			

事務事業分析シート（令和3年度）

No1

事務事業コード	04-04-04		戦略プラン	<input type="radio"/> 協働	<input type="radio"/> 業務	<input checked="" type="radio"/> 財務	<input type="radio"/> 人事
事務事業名	区税賦課徴収事務費		部課名	区民生活部税務課	課長名	根本	
			担当者名	吉田、齋藤、荒川	内線	2313	
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（3年度）	01-01-01	賦課徴収事務費					
	01-01-02	区税等の支払方法の拡充					
	01-01-03	電子申告システム運用事業					
事務事業の種類	<input type="radio"/> 新規事業（ <input type="radio"/> 3年度 <input type="radio"/> 2年度）		<input type="radio"/> 建設事業		<input checked="" type="radio"/> それ以外の継続事業		
開始年度	昭和 25（1950）年度	根拠	地方税法等				
終期設定	<input type="radio"/> 有 <input checked="" type="radio"/> 無	（ ）年度	法令等				
実施基準	<input type="radio"/> 法令基準内 <input type="radio"/> 都基準内 <input checked="" type="radio"/> 区独自基準		計画区分	<input type="radio"/> 計画		<input checked="" type="radio"/> 非計画	
行政評価事業体系	分野	Ⅶ	計画推進のために				
	政策	15	目標の設定と管理による行財政運営の戦略的推進				
	施策	03	税収の安定的な確保				
目的	区民税等の賦課徴収に要する事務経費						
対象者等	納税義務者等						
内容	<p>・地方税法等に基づき、区民税、軽自動車税等の課税を行い、それらの区民税の収納管理（収納確認、還付・充当）、徴収事務（督促・催告、財産調査、滞納処分等）を行う。</p> <p>・区税賦課徴収事務費の主なものは、過誤納金還付金（減額更正等により税額が変更されたことによる過納金、二重納付等により超過納付した場合の誤納金等）、滞納整理支援システム保守運用、コンビニ、クレジットカード等の支払方法、電子申告システムに係る経費等がある。また区民税の納税通知等の各種印刷物の作成、それらの発送に係る郵送料のほか、区民税・軽自動車税等の収納テープ作成に係る委託料等である。歳入（特定財源）に関しては、都からの都民税払込分、諸収入の延滞金等である。</p>						
経過	<ul style="list-style-type: none"> ・平成14年度から滞納整理支援システムを導入 ・平成15年度から徴収嘱託員制度を導入 ・平成21年度から公的年金からの区民税の特別徴収が義務化された。 ・平成21年度から税務専門指導員を配置し、滞納整理事務に関する専門指導・助言を実施。 ・平成21年7月納付案内センターを開設。滞納者を出さない取組みとして電話による納付案内を実施。 ・平成22年度5月からコンビニ収納、ペイジー収納、クレジットカード収納及びモバイルレジ収納を導入 ・平成23年度からインターネット公売開始 ・平成28年度に不動産の公売を実施 特別徴収義務者に対する搜索実施 ・平成29年度からオール東京での特別徴収の徹底を開始 自動車の差押・取上及び公売を実施 ・令和元年度をもって徴収嘱託員制度を廃止 						
必要性	区財政を支える区税収入を安定的に確保するために必要となる経費及び法の規程により還付しなければならない過誤納還付金であるため。						
実施方法	（1直営）（直営の場合 <input checked="" type="radio"/> 常勤職員 <input checked="" type="radio"/> 会計年度任用職員）						
指 標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		30年度	元年度	2年度	3年度見込み	目標値(8年度)	
	① 特別区民税現年課税分徴収率(%)	98.23	98.30	98.39	97.80	99.08	
	② 特別区民税滞納繰越分徴収率(%)	38.02	45.51	45.13	42.74	49.24	
③ 特別区民税普通徴収納期内納付率(納期内納付額/調定額)(%)	76.64	76.81	76.68	76.56	88.44		
事務事業の分類		分類についての説明・意見等					
3年度	4年度						
重点的に推進	重点的に推進	税収の安定的な確保に不可欠な事業であり、一部は法令上の必要経費でもあるため、重点的に推進する。					

予算・決算額等の推移		27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	
予算額		110,211	127,521	284,931	200,349	169,337	263,979	227,325	
決算額(3年度は見込み)		100,122	113,077	151,246	145,800	121,448	223,949	227,325	
実績の推移		27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	
事項名(3年度は見込み)									
区税収入の推移(千円)		16,107,268	16,724,726	16,890,444	17,553,888	18,009,629	17,738,397	17,772,246	
予算・決算の内訳									
令和元年度(決算)			令和2年度(決算)			令和3年度(予算)			
節	主な事項	金額(千円)	節	主な事項	金額(千円)	節	主な事項	金額(千円)	
報酬/共済費/旅費	徴収嘱託員、税務専門指導員報酬等	19,320	報酬/期末手当等	報酬、期末手当等	19,758	報酬/期末手当等	報酬、期末手当等	20,641	
一般需用費	消耗品費・印刷製本費・物品修繕費	13,746	一般需用費	消耗品費・印刷製本費・物品修繕費	13,819	一般需用費	消耗品費・印刷製本費・物品修繕費	13,973	
役務費	郵便料・その他の通信運搬費・手数料	52,764	役務費	郵便料・その他の通信運搬費・手数料	54,034	役務費	郵便料・その他の通信運搬費・手数料	72,534	
委託料	その他の委託料	28,854	委託料	その他の委託料	33,317	委託料	その他の委託料	37,108	
使用料及び賃借料	課税複写機使用料	182	使用料及び賃借料	課税複写機使用料	183	使用料及び賃借料	預金電子照会サービス利用料等	1,476	
備品購入費	備品購入費	850	備品購入費	備品購入費	473	備品購入費	備品購入費	442	
貸借金補助及び交付金	その他の負担金	5,732	償還金利子等	過誤納金還付金	95,732	償還金利子等	過誤納金還付金	73,200	

(単位：千円)

行政コスト計算書	勘定科目			行政収入	勘定科目			
	元年度	2年度	差額		元年度	2年度	差額	
行政費用	給与関係費	309,594	299,778	▲ 9,816	地方税等	18,005,344	18,488,617	483,273
	物件費	96,539	102,405	5,866	国庫支出金	0	0	0
	維持補修費	0	0	0	都支出金	0	33,437	33,437
	扶助費	0	0	0	分担金及び負担金	0	0	0
	補助費等	1,230	92,331	91,101	使用料及び手数料	8,126	7,017	▲ 1,109
	減価償却費	0	0	0	その他	39,667	22,689	▲ 16,978
	不納欠損・貸倒引当金繰入額	83,660	66,777	▲ 16,883	行政収入合計(a)	18,053,137	18,551,760	498,623
	賞与・退職給与引当金繰入額	50,792	44,319	▲ 6,473	行政収支差額(a)-(b)=(c)	17,511,322	17,946,150	434,828
	その他行政費用	0	0	0	金融収支差額(d)	0	0	0
	行政費用合計(b)	541,815	605,610	63,795	通常収支差額(c)+(d)=(e)	17,511,322	17,946,150	434,828
特別費用(g)	63,924	18,513	▲ 45,411	特別収入(f)	2,599	1,600	▲ 999	
特別収支差額(f)-(g)=(h)	▲ 61,325	▲ 16,913	44,412	当期収支差額(e)+(h)	17,449,997	17,929,237	479,240	

- 備考**
 ○行政費用では給与関係費、物件費及び補助費等の割合が高い。
 ○過誤納金還付金を区税賦課徴収事務費のシートへ統合したため、補助費等、都支出金で差額が生じた。
 ○行政収入その他の差額は特別区税の延滞金の減など、特別収入は時効による還付未済の減額分となる。
- 問題点・課題**
 ○徴収率向上のため、納期内納付が見込まれる口座振替の勧奨等の取組を強化するとともに、未納者に対しては、早期に財産調査等により生活実態を十分調査したうえで、滞納整理に着手していく必要がある。
 ○滞納の発生を抑制するため、特別徴収(給与天引き)及び口座振替の比率を高めていく必要がある。
 ○特別徴収義務者の滞納の発生を抑制するため、丁寧な相談を行う必要がある。また、普通徴収については、令和3年5月に導入したキャッシュレス決済の周知を行っていく必要がある。
 ○過誤納金還付金については、景気変動に伴う還付額の増加により予備費充当等の事態も想定される。

問題点・課題の改善策

	令和2年度に取り組む具体的な改善内容	令和2年度に実施した改善内容および評価	令和3年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	特別徴収額が従業員からの預り金である性質を踏まえ、財産調査・滞納処分等に引き続き、注力していく。	毎月の電話催告により納付を促すと共に、現年度分からの財産調査・滞納処分に取り組んだ。	引き続き、早期に催告・財産調査・滞納処分を行っていく。
②	特別徴収義務者に対する制度の周知について、きめ細やかな対応を行っていく。	特別徴収義務者へ送付する当初税額通知書に、制度の遵守を周知するチラシ及び質疑応答集を同封した。	特別徴収義務者に対する制度の周知について、引き続ききめ細やかな対応を行っていく。
③	令和元年10月から運用開始された電子納税の適切な処理方法を周知していくことで過誤納金の発生を減らす。	電子納税の利用状況は低調だが、過誤納金が増えないよう特別徴収義務者への電話連絡等により適切な金額での納付を周知した。	電子納税の適切な処理方法及び特別徴収義務者に対する適切な金額での納付の周知を引き続き行い、過誤納金を減らす。

他区の実況	(実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区)
議会議事録(要旨)	